

国民年金

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金保険料（令和2年度は16,540円）に加えて付加保険料（月額400円）を納めることにより、老齢基礎年金受給時に年額で「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が上乘せされる制度です。付加保険料の納付を希望される方は申込みが必要です。付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

注意事項

- ・ 付加保険料の納付は申込みをした月分からになります。
- ・ 納期限は翌月末日です。
- ・ 納期限を過ぎた場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・ 国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

申込に必要なもの

- ・ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）
- ・ 印鑑（朱肉を使用するもの）

申込場所

役場住民課または岐阜南年金事務所

岡住民課 ☎388-1115 / 岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署

《住宅防火対策》について

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

火災による死者のうち、半数近くが逃げ遅れによるものです。また、住宅火災における死者のうち、約7割が65歳以上の高齢者となっています。火災を「早く知る」、「早く消す」、「拡大を防止する」ことは、かけがえのない命、財産、思い出を守ることにつながりますので、次の3つのポイントを生活に取り入れましょう。

①「住宅用火災警報器を点検しましょう！」

死者が発生する要因の多くは、火災の発見が遅れ、気づいたときには火煙が回り、逃げ道がなかったと思われる事例です。

こうした事例を防ぐために、現在、寝室や階段などに「住宅用火災警報器」を設置することが義務化されています。この警報器の電池の寿命は約10年ですので、動作確認も兼ねて年に2回程度は点検をしましょう。

②「住宅用消火器などを用意しましょう！」

「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。「消火器」というと「大きいから置く場所がない」「重くて上手く使えるか不安」と思っている方

も多いかと思いますが、最近は小さくて軽い「住宅用消火器」やスプレー式の「エアゾール式簡易消火器」といったものも販売されています。もしもの時のために、「消火器」を備えておくことをお勧めします。

③「防災品を使いましょう！」

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因はたばこです。時間帯では22時から翌日4時が多くなっています。また、調理中にコンロの火が衣類に燃え移ることにより亡くなる方もいます。このような死者を減らすため、枕・布団などの寝具や、パジャマ・エプロンといった衣類に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めします。また、カーテンやじゅうたんなども「防災品」であれば、万が一火災が発生しても、急激に火炎が拡大するのを防ぐことができます。

是非この機会に住宅防火対策について考えてみてはいかがでしょうか？

